

# 東近江市市民定住住宅リフォーム事業（住まいる事業補助金） Q&A

番号	Q&A
Q 1	補助金の額はいくらですか。
A 1	50万円以上（消費税を含む）の補助対象工事費の10%について、限度額15万円（1,000円未満の端数は切り捨て）まで補助します。補助金は、市が発行する地域商品券で補助します。
Q 2	既に工事着工している（または工事が終わっている）場合は対象になりますか。
A 2	令和4年4月1日以降の着工であれば工事が終わっていても対象となります。ただし、この補助金は、事前申込の段階で予算を超えた場合、交付申請可能者を抽選にて決定しますので、必ず補助金を受給できませんので、ご注意ください。
Q 3	事前申込みから交付決定までの流れはどうなりますか。
A 3	<p>【事前申込みの受付について】 令和4年6月1日（水）から令和4年6月21日（火）の午前8時30分から午後5時15分まで事前申込書を受付けします。</p> <p>●【事前申込み受付総額が予算額(1,500万円)を超過する場合】</p> <p>①令和4年6月28日（火）の午前10時から公開抽選会を行い、交付申請可能者（※）を決定します。 抽選番号については、受付時にご案内いたします。</p> <p>②抽選結果を全員に送付します。交付申請可能者には交付申請書類を同封します。</p> <p>③交付申請可能者は、住宅課に交付申請していただき、審査の後、適正と判断されれば交付決定通知書を郵送します。</p> <p>●【事前申込み受付総額が予算額(1,500万円)を超過しない場合】 ※抽選を省略します。</p> <p>①申込者全員に、交付申請に必要な書類を送付します。</p> <p>②住宅課に交付申請をしていただき、審査の後、適正と判断された場合は、交付決定通知書を郵送します。</p> <p>※交付申請可能者とは、抽選の結果当選された人を言います。</p>
Q 4	申請書の提出は郵送でも可能ですか。
A 4	申請書は、郵送では受付いたしません。また、各支所での受付もいたしません。必ず、住宅課の窓口へ直接提出してください。
Q 5	申込書の提出は代理人でも可能ですか。
A 5	代理人（施工業者等による代理提出も可能です。）による申込書の提出も可能です。ただし、書類の不備等を確認した場合、申込書をお返しすることがありますので、対応できる方に申込手続きをお願いします。
Q 6	申込者多数の場合の抽選の方法は、どのようなものですか。
A 6	公開で抽選会を行います。 日時：令和4年6月28日（火） 午前10時～ 会場：東近江市役所新館3階 315会議室
Q 7	予算枠を超過しているか確認することはできますか。
A 7	住宅課までお問い合わせください。 東近江市役所本庁舎2階 住宅課窓口 ☎ 0748-24-5652 I P 050-5801-5652
Q 8	工事内容の変更等により、事前申込書に記載した補助金交付申請予定額を変更することは可能ですか。
A 8	事前申込書に記載された補助金交付申請予定額の範囲内での変更は可能です。なお、交付決定後に工事内容を変更する場合は、補助金変更交付承認申請書の提出が必要です。
Q 9	書類に押す印鑑はスタンプ印でも可能ですか。
A 9	認印で結構ですが、スタンプ印は不可です。また、事前申込書、交付申請書、実績報告書、請求書等すべて同じ印鑑を使用してください。

番号	Q & A
Q 10	申込者は誰にする必要がありますか。
A 10	市内に住民票を置き、居住する所有住宅の改修を行う工事契約者(代金の支払い者)が申込者になります。夫婦等で共有名義の住宅の場合も同様です。
Q 11	補助対象者の条件はありますか。
A 11	次の方が対象となります。 (1) 本市に住民登録があり、自己所有住宅に居住していること。 (2) 市税及び市の各種融資の償還を滞納していないこと。 (3) 今回の工事について、市の他の制度の助成等を受けていないこと。 ただし、その制度の対象外となる工事経費で、この事業の対象経費と認められる金額が50万円以上(消費税含む)ある場合は、対象となります。
Q 12	住宅の所有者が既に死亡しており、相続等により所有権移転登記ができていない場合でも申込みが可能ですか。
A 12	所有者との続柄・居住・固定資産税の支払等について確認できれば申込みは可能です。なお、上記が確認できる書類は交付申請時に提出をお願いいたします。 【確認資料例】 ・固定資産税の課税明細書 など
Q 13	親名義の住宅に同居している子が申請者になることはできますか。
A 13	原則、住宅の所有者が申請者となりますが、同居しており生計同一関係が確認できれば、同居の家族が申請者となることができます。 ただし、1つの住宅に対し、1回の補助となるため、共有名義人それぞれでの申請はできません。
Q 14	名義が親と子の共有名義となっています。それぞれが申込みすることはできますか。
A 14	1つの住宅に対し、1人の申請者しか補助の対象となりません。どちらか一方でお申し込みください。
Q 15	親(または子)と別居していますが、自分が住んでいる住宅の名義が親(または子)になっています。住宅の所有者ではありませんが申請者となることはできますか。
A 15	できません。「自らが所有し、居住している」場合が対象となります。
Q 16	建物の登記上の所有者である夫が死亡しているため、妻が申込みをすることは可能ですか。
A 16	所有者との続柄、居住、固定資産税の支払いなどが、確認できれば申込みは可能です。
Q 17	単身赴任等により、東近江市に居住していませんが、所有空家がある場合は、対象になりますか。
A 17	所有者が単身赴任等で一時的に東近江市に居住していなくても、固定資産税を納付し、ご家族が居住中の場合、対象となることもありますので事前申込前に相談してください。
Q 18	施工業者の条件を教えてください。
A 18	市内に本社登記がある法人又は市内に住民票を有する個人事業主が対象となります。 営業所が市内にあっても、市外に本社登記がある法人は対象となりません。
Q 19	工事(外壁・トイレ改修等)ごとに別々の施工業者に発注することは可能ですか。
A 19	Q18の条件を満たす市内施工業者に発注し、工事経費の総額が50万円以上であれば可能です。
Q 20	親戚等が市内で工務店をしています。そこに工事の依頼した場合も、対象となりますか。
A 20	対象になります。 東近江市内に本社登記がある法人(営業所のみは対象外)又は住所がある個人の施工業者であることが条件です。
Q 21	新築や増築は対象となりますか。
A 21	対象となりません。
Q 22	母屋と別棟でつながっている離れは補助の対象となりますか。
A 22	建物がつながっている居住用の離れであれば、対象になります。母屋とつながっていない別棟や「居住の用に供していない」蔵、物置、車庫などは対象になりません。※「つながっている」とは…屋根がつながっていて行き来ができる状態 ただし、母屋とつながっていない別棟でも「居住用」の住宅であれば、対象になります。 ※「居住用の定義」・・・台所、お風呂、トイレがあること。

番号	Q & A
Q 23	マンションは対象となりますか。
A 23	区分所有している住居部分（専有部分）については対象です。共有部分は対象になりません。
Q 24	賃貸マンション(アパート)を所有していますが、対象となりますか。
A 24	対象になりません。 ただし、賃貸との兼用住宅の場合は、申請者住居部分の工事のみが対象となります。屋根や外壁等分割することが困難な工事は、それぞれの面積で按分します。
Q 25	マンション等集合住宅については、専有部分のみが対象とのことですが、外壁や屋根等は含まれないということですか。
A 25	そのとおりです。あくまでも、その所有される個々のお住まいが対象です
Q 26	店舗や事務所等の改修工事は対象となりますか。
A 26	対象になりません。 ただし、店舗や事務所等との併用住宅の場合は、申請者住居部分の工事のみが対象となります。屋根や外壁等分割することが困難な工事は、それぞれの面積で按分します。 <u>ただし、所有名義人が法人のものは対象となりません。</u>
Q 27	借家をリフォームしますが、対象となりますか。
A 27	対象になりません。 補助の対象は「自己が所有し、自己の居住に供している住宅」であり、賃貸アパート等の改修工事は対象となりません。
Q 28	外構工事は対象となりますか。
A 28	対象になりません。
Q 29	窓ガラスのみの交換は対象となりますか。
A 29	ガラス破損等に伴う交換は対象になりません。 ただし、建具・開口部の取替え工事に併せて設置するものや窓の断熱改修工事によるガラスの取替えは対象となります。
Q 30	カーテン・ブラインドのみの設置や取替えは対象となりますか。
A 30	対象になりません。
Q 31	シロアリ駆除の薬剤散布のみは対象となりますか。
A 31	対象になりません。 ただし、改修工事時に行う防蟻処理経費及びシロアリ被害の床や土台の取替え工事は対象となります。
Q 32	エアコンの設置工事は対象になりますか。
A 32	対象になりません。 家財の購入による設置工事は、補助対象外です。テレビ、パソコン、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫等も同様の扱いです。 <u>ただし、改修工事に伴い必要となる既存エアコン設備の取り外し、再設置工事費は対象となります。</u>
Q 33	下水道工事は対象になりますか。
A 33	対象となります。下水道工事に伴う浄化槽埋戻し経費も対象となります。
Q 34	台所やトイレの設備工事は、対象となりますか。
A 34	対象になります。 施工業者による工事を伴うキッチン、トイレ、お風呂の設備費用は給排水・屋内工事経費を含み補助対象となります。
Q 35	オール電化にする場合は対象になりますか。
A 35	施工業者の工事を伴うオール電化に必要な設備費用は、対象となります。
Q 36	給湯器（エコキュート）の取替えは、対象となりますか。
A 36	施工業者の工事を伴う給湯器（エコキュート）の設備費用は対象となります。

番号	Q & A
Q 37	床暖房設備は対象になりますか。
A 37	施工業者の工事を伴う床暖房の設備費用であれば対象となります。シートを貼るだけといった簡易なものは対象になりません。
Q 38	太陽光発電システムの設置は対象となりますか。
A 38	対象となりません。環境政策課で行う「住宅用太陽光発電システム設置奨励制度」をご活用ください。
Q 39	ガラスが割れた、機械が故障したので修理しましたが、対象となりますか。
A 39	修理全般は「工事」ではありませんので対象になりません。
Q 40	床のワックスがけなどは対象となりますか。
A 40	「工事」ではありませんので対象になりません。清掃作業なども同様の理由で対象になりません。
Q 41	家具の購入は対象になりますか。
A 41	対象になりません。ただし、造作家具や埋め込みの家具など、取り外しができない住宅の設備として、大工工事で作られる家具は補助対象になります。
Q 42	諸経費は対象となりますか。
A 42	補助対象工事に伴うものであれば対象となります。
Q 43	対象とならない工事及び経費とはどのようなものですか。
A 43	建物の新築・改築・増築、各種の申請手数料、外構工事、建物の解体費用や処分費用、仮住まいに要する費用などは補助の対象となりません。 ※工事に伴い必要となる解体物の処分費用は対象となります。
Q 44	交付決定を受けた後に、工事の全部または一部を行わない場合の手続きはどうなりますか。
A 44	補助金変更交付承認申請書を住宅課窓口へ提出してください。
Q 45	追加工事が発生し、工事支払額が申請時の見積額を上回った場合は補助金の増額ができますか。
A 45	補助額は増額できません。交付決定額が補助額の上限になります。
Q 46	予定していた工事を実施せず、工事支払額が見積額を下回った場合は、補助金はどうなりますか。
A 46	減額になります。また、工事支払額が50万円を下回った場合、補助対象外となりますからご注意ください。
Q 47	介護保険の住宅改修を行う予定ですが、併用は可能ですか。
A 47	介護保険などその他の国、県、市の補助を受けられる工事を行う際には、補助対象工事が限定されることがあります。そのような場合、補助対象外の工事部分についてのみ、この住宅リフォーム事業の補助対象になりますが、詳細については、事前にお問い合わせください。
Q 48	施工業者が、自己(または家族)所有し、居住する住宅をリフォームする場合は、対象になりますか。
A 48	対象になります。ただし、見積書については、金額の根拠が比較できるように他社の見積書の提出が必要になります。
Q 49	自分で材料を購入し、リフォーム工事する場合は対象となりますか。
A 49	対象になりません。
Q 50	工事代金をローンで支払う場合は対象となりますか。
A 50	対象となります。ただし、工事が完了し、工事代金全額の支払いを終えることが条件となります。
Q 51	補助金(商品券)は、いつ、どこに取りに行けばいいですか。
A 51	補助金は、市が発行する地域商品券で支給します。工事及び工事代金の支払いが完了した後、実績報告書に必要書類を添えてご提出ください。書類審査の結果、確定通知書を郵送しますので、同通知書に記載がある引換期間内に、市役所住宅課窓口までお越しください。その際、同通知書および本人確認書類(免許証、保険証など)を必ずご持参ください。

番号	Q & A
Q 52	リフォーム現場を確認しますか。
A 52	必要に応じて現場確認を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
Q 53	市役所で施工業者を紹介していただくことは可能ですか。
A 53	施工業者の紹介はしていません。お近くの業者に依頼されるか、電話帳、インターネット等でお探してください。
Q 54	災害等により、保険金が給付されている住宅の修繕の場合は、補助の対象になりますか。
A 54	災害等により修繕等を行われる場合、保険金を充当する工事経費は補助対象となりませんが、保険金で充当することができない工事経費は補助対象となります。
Q 55	過去にリフォーム事業の補助を受けましたが、また申請できますか。
A 55	できません。同一住宅又は同一人について、1回の補助となります。
Q 56	消費税増税により、工事費が増額した場合、補助金も増額されますか。
A 56	されません。そのような場合でも、事前申込書にて算出した補助金額となります。
Q 57	合い見積書は市外の業者でも良いのですか。
A 57	できません。市内業者へ発注する工事が要件となりますので、市内業者での合い見積書をお願い致します。
Q 58	合い見積書で高い方を補助対象経費として良いですか。
A 58	安い方に発注する事が自然ですので、安い業者の見積もりを補助対象経費として下さい。
Q 59	仮設トイレ等は補助対象工事費となりますか。
A 59	リフォーム工事の対象となる箇所の仮設設備については、補助対象とします。
Q 60	外壁工事に必要な足場の費用を別の市内業者に発注した場合、足場の費用は補助対象工事費に含まれますか。
A 60	含まれません。外壁工事を行う事業者が足場を設置する場合は対象工事費となりますが、足場の設置のみを市内業者に発注した場合は、足場費用は対象となりません。
Q 61	エコキュート等設備器具に対する保証費用は対象となりますか。
A 61	対象とはなりません。施工業者の工事を伴う設置費用は対象となります。
市民定住住宅リフォーム事業の詳細については、下記までお問い合わせください。	
Q&Aは、今後必要に応じ追加等がされますので予めご了承ください。	
東近江市 都市整備部住宅課 TEL:0748-24-5652 FAX0748-24-5578 午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日曜日、祝日を除く	